

命 令 書



申立人 沖縄県西原町字千原1番地
琉球大学教授職員会
代表者 会長 辻 雄二

同 上 沖縄県西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学労働組合
代表者 執行委員長 石川 敏文

同 上 沖縄県西原町字上原207番地
「国立大学法人」琉球大学医学部・附属病院職員労働組合
代表者 執行委員長 宮良 いづみ

被申立人 沖縄県西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学
代表者 学長 大城 肇

上記当事者間の沖労委平成25年(不)第1号琉球大学事件について、当委員会は、平成26年2月25日第339回公益委員会議において、会長代理公益委員春田吉備彦、公益委員宮尾尚子、同照屋兼一及び同上江洲純子が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、退職手当削減に関する団体交渉について、平成24年12月12日開催の第4回団体交渉をもって決裂したとの理由で、これを拒否してはならない。
- 2 申立人らのその余の申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要等

1 本件は、国立大学法人の教職員にて構成される申立人らが、被申立人である国立大学法人琉球大学が平成24年11月から同年12月にかけて行われた退職手当削減に関する団体交渉（以下「本件団体交渉」という。）において誠実な交渉をしなかったこと、その後決裂を理由として団体交渉を拒否したこと、退職手当削減に係る就業規則の変更に伴う労働基準法所定の労働者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）の選出について大学の規則に基づかない選出手続を申立人らに求めたこと、労使合意に基づく本件団体交渉の議事録作成を拒否したこと等は、労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為であるとして、救済を求めて平成25年3月13日に申し立てた事件である。

2 前提となる事実

(1) 当事者

被申立人国立大学法人琉球大学（以下「大学」という。）は、国立大学法人法に基づき設置された肩書地に事務所を置く国立大学法人である。

申立人琉球大学教授職員会（以下「教授職員会」という。）は、大学に勤める専任教員らによって平成16年4月1日に結成された肩書地に事務所を置く労働組合であり、

申立人国立大学法人琉球大学労働組合（以下「琉大労組」という。）は、大学の事務職員らによって平成16年4月1日に結成された肩書地に事務所を置く労働組合であり、

申立人「国立大学法人」琉球大学医学部・附属病院職員労働組合（以下「病院労組」といい、教授職員会、琉大労組及び病院労組を併せて「組合ら」という。）は、大学の附属病院に勤める医療技術職員らによって昭和56年7月1日に結成された肩書地に事務所を置く労働組合であり、

なお、組合らは、大学の各事業場において組合らの組合員数を合算しても、労働基準法に規定する「労働者の過半数で組織する労働組合」ではなく、大学にはほかに労働者の過半数で組織する労働組合は存在しない。

第6 救済の方法等について

1 前記第5のとおり、争点2に関し、大学が、第4回団体交渉終了以降、退職手当削減に係る団体交渉を拒否したことは不当労働行為に該当するので、主文のとおり命ずることとする。

さらに、組合らは、不当労働行為が認定された事実について、大学内の掲示板等への掲示及び外部への公表を求めているが、両当事者の今後の労使関係を考慮して、その必要を認めないものとする。

2 なお、大学に対しては、今後の団体交渉に当たっては、国立大学法人の職員の退職手当の支給基準は国立大学法人法にて当該法人の業績及び社会の一般情勢を踏まえて決定されるものと定められており、国家公務員の支給基準がそのまま準用されるものではないことに鑑み、組合らの質問、要求事項に対し、第4回団体交渉終了以降明らかとなった国からの運営費交付金削減額、大学全体における予算の具体的な執行状況等を踏まえつつ、退職手当削減の根拠、緩和措置ないし代償措置の可否等について、より具体的かつ丁寧な説明をすることが望まれる。

3 争点1、3及び4については、前記第5のとおり、いずれも不当労働行為に該当するものとは認められないので、組合らのその余の申立ては棄却する。

第7 法律上の根拠

以上の判断に基づき、当委員会は、労組法第27条の12及び労働委員会規則第43条に基づき、主文のとおり命令する。

平成26年2月25日

沖縄県労働委員会

会長代理 春田 吉備彦

